

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号
改正 平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号
（傍線の部分は改正部分）

新			旧		
使用者特定書面一覧表			使用者特定書面一覧表		
車体の形状	書面の 要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面	車体の形状	書面の 要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車			用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車（注）			用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
医療防疫車		・医療法に基づく病院又は診療所等（<u>中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面</u>）若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・（略）	医療防疫車		・医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・（略）
図書館車		・図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人<u>であることを証する</u>書面の写し ・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合	図書館車		・図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人<u>の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の</u>書面の写し ・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
(略)	(略)	(略)

注：「用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車」について、法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等(これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む)において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6 (略)	・(略) ・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合には、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面(中小企業等協同組合の場合は、その

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
(略)	(略)	(略)

(新設)

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6 (略)	・(略) ・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合には、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開

		<u>組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面</u>）又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が医療防疫車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体、日本赤			設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が医療防疫車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。
--	--	--	--	--	--

		十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。			
教習車	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・ 自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から <u>公安委員会</u> に対して教習用自動車の証明願いをした場合、<u>公安委員会</u> は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定	教習車	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・ 自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から <u>都道府県警察本部</u> に対して教習用自動車の証明願いをした場合、<u>都道府県警察本部</u> は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証

		外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。			明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。
--	--	--	--	--	--

3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
粉粒体運搬車	(略)	・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照</u>
タンク車	(略)	・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若し</u>

3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
粉粒体運搬車	(略)	・ <u>実施要領4-41-8参照</u>
タンク車	(略)	・ <u>実施要領4-41-3、4-41-4、4-41-5参照</u>

		<u>くは第237条第2項第4号、5号又は6号参照</u> ・(略)			・(略)
アスファルト運搬車	(略)	・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u>	アスファルト運搬車	(略)	・ <u>実施要領4-41-3参照</u>
活魚運搬車	(略)	・密閉された容器の最大積載量の算定は、 <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号</u> を準用する。	活魚運搬車	(略)	・密閉された容器の最大積載量の算定は、 <u>実施要領4-41-3</u> を準用する。

		・（略）			・（略）
散水車	散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １～３ （略）	・ １ の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u>	散水車	散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １～３ （略）	・ １ の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>（新設）</u>
糞尿車	糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １～３ （略）	・ １ の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第</u>	糞尿車	糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １～３ （略）	・ １ の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>（新設）</u>

		2項第4号参照			
附 則 （平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号） 1 本改正規定は、公布の日から適用する。					

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

平成30年4月
整備課

改正の概要

1. 医療防疫車の構造要件について

昨今、病院が個別に「医療防疫車」を保有するのは負担が大きいため、複数の病院などが協同組合を組織し、同組合の名称により医療防疫車を所有、使用するケースがある。

このような、病院又は診療所等が使用することが明らかな車両は、本来想定している医療施設と同様に取扱うことが適切であると考えられることから、病院又は診療所等による協同組合であって、その組合員が医療法に基づく病院又は診療所等により構成されていることが確認できる場合は、これを使用者特定書面として取扱うこととし、更に、構造上の要件を満足しているものは「医療防疫車」として扱ことが可能となるよう、医療防疫車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

2. その他所要の改正を行う

改正スケジュール

本改正規定は、公布の日から適用する。

国自技第50号
平成13年4月6日
改正 国自技第368号
平成15年4月1日
" 国自技第112号
平成16年9月24日
" 国自技第203号
平成19年1月4日
" 国自技第248号
平成20年2月26日
" 国自整第245号
平成25年12月10日
" 国自整第410号
平成28年3月22日
" 国自整第303号
平成29年1月24日
" 国自整第7号
平成30年4月6日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号。以下「用途区分通達」という。)に基づく特種用途自動車等の車体の形状毎の構造要件等の細部取扱いは、別添によるものとし、平成13年10月1日からこれにより実施するものとする。

ただし、3 - 4中の車体の形状がキャンピング車にあっては、本通達の規定にかかわらず、平成15年3月31日までは、従前の例によることができる。

なお、「放送宣伝用自動車の構造要件について」(平成7年12月28日付け自技第257号)は、平成13年9月30日、及び「キャンピング自動車の構造要件について」(平成7年12月28日付け自技第258号)は、平成15年3月31日限りで廃止する。

目 次

用途区分通達 4-1-1、4-1-2 及び 4-1-3 の各自動車
の構造要件

(共通事項)..... 1

1 用途区分通達 4-1-1 の自動車(13 形状)

救急車..... 5

消防車..... 6

警察車..... 7

臓器移植用緊急輸送車..... 8

保線作業車..... 9

検察庁車..... 10

緊急警備車..... 11

防衛省車..... 12

電波監視車..... 13

公共応急作業車..... 14

護送車..... 15

血液輸送車..... 16

交通事故調査用緊急車..... 17

2 用途区分通達 4-1-2 の自動車(13 形状)

給水車..... 18

医療防疫車..... 19

採血車..... 20

軌道兼用車..... 21

図書館車..... 22

郵便車..... 23

移動電話車..... 24

路上試験車..... 25

教習車..... 26

霊柩車..... 27

広報車..... 28

放送中継車..... 29

理容・美容車..... 30

3 - 1 用途区分通達 4-1-3(1)の自動車(15 形状)

粉粒体運搬車..... 31

タンク車..... 32

現金輸送車..... 33

アスファルト運搬車..... 34

コンクリートミキサー車..... 35

冷蔵冷凍車..... 36

活魚運搬車..... 37

保温車..... 38

販売車..... 39

散水車..... 40

塵芥車..... 41

糞尿車..... 42

ボートトレーラ..... 43

オートバイトレーラ..... 44

スノーモービルトレーラ..... 45

3 - 2 用途区分通達 4-1-3(2)の自動車(2 形状)

患者輸送車..... 46

車いす移動車..... 47

3 - 3 用途区分通達 4-1-3(3)の自動車(32 形状)

消毒車..... 48

寝具乾燥車..... 49

入浴車..... 50

ボイラー車..... 51

検査測定車..... 52

穴掘建柱車..... 53

ウィンチ車..... 54

クレーン車..... 55

くい打車..... 56

コンクリート作業車..... 57

コンベア車..... 58

道路作業車..... 59

梯子車..... 60

ポンプ車..... 61

コンプレッサー車..... 62

農業作業車..... 63

クレーン用台車..... 64

空港作業車..... 65

構内作業車..... 66

工作車..... 67

工業作業車..... 68

レッカー車..... 69

写真撮影車..... 70

事務室車..... 71

加工車..... 72

食堂車..... 73

清掃車..... 74

電気作業車..... 75

電源車..... 76

照明車..... 77

架線修理車..... 78

高所作業車..... 79

3 - 4 用途区分通達 4-1-3(4)の自動車(3 形状)

キャンピング車..... 80

放送宣伝車..... 83

キャンピングトレーラ..... 85

(78 形状)

用途区分通達 4 - 1 - 1、4 - 1 - 2 及び 4 - 1 - 3 の各自動車の構造要件（共通事項）

1．用語の定義

この通達で用いる用語は、関係法令、関係通達によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 屋内

「屋内」とは、隔壁、幌等により構成される屋根及び側壁で覆われており、かつ、車体を床面とする自動車の空間をいう。

なお、車両の停止時に車体の一部を拡大することによって屋内を拡張することができるものにあつては、車体を床面とするものに限り、当該部分を含むものとする。

(2) 車室

「車室」とは、(1)の屋内のうち、隔壁により外気と遮断されており、車体を床面とする自動車の空間をいう。

なお、車両の停止時に車体の一部を拡大することによって車室を拡張することができるものにあつては、車体を床面とするものに限り、当該部分を含むものとする。

(3) 客室

「客室」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 20 条第 2 項の客室をいう。

(4) 物品積載設備

「物品積載設備」とは、運転者席（運転者席と並列の座席を含む。）の後方にある物品積載装置であつて、物品の積卸しができる構造のものをいう。

2．「使用者特定書面」の確認等

用途区分通達 4 - 1 - 1 及び 4 - 1 - 2 の自動車の構造要件の留意事項において、使用者の事業等を特定するために提出を求めることとしている書面（以下「使用者特定書面」という。）は、車体の形状を判定する際に必要な書面であることから、それぞれ以下のとおり取扱うものとする。

(1) 新規検査等の際の実施

(ア) 書面の確認の実施

道路運送車両法（平成 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 59 条の新規検査、法第 67 条の自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査（車体の形状の変更に係る場合に限る。）（以下、「新規検査等」という。）を行う際、構造要件の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、確認するものとする。

(イ) 書面が提出されない場合の実施

新規検査等の際に、使用者特定書面が提出されない場合には、車体の形状が特定できないため、構造要件に適合するかどうか判断できないことから、特種用途自動車に該当しないことに留意する。

(2) 使用者の変更申請の際の実施

(ア) 書面の確認の取扱い

法第 67 条第 1 項の規定に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項の変更に
より、新使用者の事業等が、旧使用者の事業等と異なることとなった場合には、当
該自動車は構造要件に適合するかどうか判断できないこととなるおそれがある。

このため、法第 67 条第 1 項に基づく使用者の変更申請の際、構造要件の留意事
項で規定している使用者特定書面の提出を求め、確認するものとする。

(イ) 書面が提出されない場合の取扱い

(ア)の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定書面の提出
がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものと
し、用途又は車体の形状が変更となるものとして、法第 67 条第 3 項に基づき、当
該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。

ただし、3.(1)に掲げる変更に係る場合にあってはこの限りではない。

(3) 予備検査の際の取扱い

(ア) 書面の確認の取扱い

用途区分通達 4 - 1 - 2 (緊急自動車を除く。)の自動車であって、法第 71 条
の予備検査の場合においては、予備検査時に所有者からの車体の形状の申請内容に
より車体の形状毎に定める構造上の基準に適合することを確認し、当該車体の形状
における保安基準の適合性判断を行うこととし、法第 71 条第 4 項による交付申請
を行う際(以下「交付申請時」という。)に、整備担当部署等の担当者が構造要件
の留意事項で規定している使用者特定書面の提出を求め、車体の形状が適切である
ことを確認するものとする。

(イ) 書面が提出されない場合の取扱い

(ア)の確認の結果、車体の形状が適切でなかった場合又は使用者特定書面の提出
がない場合には、構造要件に適合しているかどうか判断することができないものと
し、用途又は車体の形状が変更となるものとして、法第 67 条第 3 項に基づき、当
該使用者に対し構造等変更検査を受けるべきことを命ずるものとする。

3. 自動車の用途、車体の形状の変更等に係る取扱い

(1) 用途区分通達 4 - 1 - 1 の救急車又は消防車であって、かつ、救急車の構造要件及
び消防車の構造要件のいずれにも適合するものについては、車体の形状は消防車とす
る。

(2) 用途区分通達 4 - 1 - 2 に掲げる自動車のうち、車体の形状が「教習車又は路上試
験車」であり、使用者のみの変更に伴う用途、車体の形状の変更であって、次の各号
のいずれかの変更に該当する場合においては、法第 67 条第 3 項に定める「保安基準
に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当しないものとして取り扱うもの
とする。

(ア) 使用者の変更前、変更後に係わらず、助手席に補助ブレーキを装備している場合
(補助ブレーキに変更がない場合)

この場合において、使用者の変更後における車体の形状を路上試験車又は教習車

としようとする場合にあっては、変更後の使用者が、それぞれの構造要件の留意事項で規定している使用者の事業等を特定するための書面の提出がある場合に限る

路上試験車又は教習車	乗用自動車の各車体の形状（基本車が乗用自動車である場合に限る）
路上試験車又は教習車	乗合自動車の各車体の形状（基本車が乗合自動車である場合に限る）
路上試験車又は教習車	貨物自動車の各車体の形状（基本車が貨物自動車である場合に限る）
教習車	路上試験車

(1) 使用者の変更後は、助手席に補助ブレーキを装備していない場合（補助ブレーキを取り外した場合）

路上試験車又は教習車	乗用自動車の各車体の形状（基本車が乗用自動車である場合に限る）
路上試験車又は教習車	乗合自動車の各車体の形状（基本車が乗合自動車である場合に限る）
路上試験車又は教習車	貨物自動車の各車体の形状（基本車が貨物自動車である場合に限る）

注 1 教習車又は路上試験車から変更した後の車体の形状は、基本車の用途及び車体の形状とする。

注 2 基本車とは、用途区分通達注 8 の型式認証等を受けた自動車をいう。

(3) 助手席に補助ブレーキを装備して、車体の形状を路上試験車又は教習車に変更する次の場合にあっては、法第 67 条第 3 項に定める「保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき」に該当するものとして、構造等変更検査を命ずるものとする。

乗用自動車（補助ブレーキ無）	路上試験車又は教習車
乗合自動車（補助ブレーキ無）	路上試験車又は教習車
貨物自動車（補助ブレーキ無）	路上試験車又は教習車

使用者特定書面一覧表

書面の要否欄の記号の意味 : 提出が必要 × : 提出が不必要

車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車		
全ての車体の形状		・公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。）
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車（注）		
給水車		・緊急自動車である場合には、公安委員会から緊急自動車として指定又は届出されていることを証する書面（指定申請済証明書又は届出済証明書でもよい。） ・使用者が国・地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
医療防疫車		・医療法に基づく病院又は診療所等（中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面）若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・使用者が国・地方自治体・日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
採血車		・安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定により病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写し ・使用者が日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
軌道兼用車		・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書）の写し
図書館車		・図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人であることを証する書面の写し ・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
郵便車		・使用者が日本郵便株式会社であることを確認できる委任状等の書面
移動電話車		・電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写し
路上試験車		・公安委員会以外の場合には、道路交通法第 97 条第 2 項（同法第 100 条の 2 第 3 項において準用する場合も含む。）の規定に基づく技能試験を行うための自動車として、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写し ・使用者が公安委員会であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
教習車		・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書の写し
霊柩車		・貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の書面の写し ・使用者が地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
広報車		・公益財団法人、公益社団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている旨の書面の写し ・使用者が国、地方自治体であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
放送中継車		・電波法及び放送法に基づく放送事業者であることを証する書面の写し ・放送事業者以外の者である場合には、放送等に係る学部等を擁する大学等である旨の書面等の写し ・使用者が日本放送協会であった場合はそれを確認できる委任状等の書面
理容・美容車		・理容師法又は美容師法に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者であることを証する書面の写し
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
全ての車体の形状	×	・不要（注）

注：「用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車」について、法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、

車検証の交付申請時に書面を確認すること。

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

1 用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
救急車	国、地方自治体又は医療機関等において救急業務のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、地方自治体が、傷病者の応急手当のための出動に使用する二輪自動車にあっては、4を満足していればよい。 1 車室には、傷病者の搬送のための専用の寝台又は担架及びその担架を固定するための設備を有すること。 2 車室には、傷病者の応急手当に必要な資器材を収納できる構造を有すること。 3 寝台又は担架は、傷病者を十分収容できる面積を有すること。 4 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出たものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
消防車	消防機関又はその他の者が消防又は防災のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 消防又は防災の諸活動（以下「消防活動等」という。）に必要な次の各号に掲げる設備を有すること。 ア 消防活動等に従事する要員を輸送するための乗車装置を有すること。 イ 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。 2 消防活動等のために必要な次の各号に掲げるいずれか1つの設備を有すること。なお、これらの設備の専用の設置場所を有する場合には、これらの設備は取り外すことができる構造でもよい。 ア 消火のための水等を吸入し吐出することができるポンプ機能を有し、かつ、これに付随するホース等の設備又はこれを積載する専用の装備を有すること。 イ 消火のための水等を収納するタンク等の容器を有すること。 ウ 消防活動等に使用する機材を有すること。 エ 消防活動等の指揮、消防思想の普及及び宣伝又は防災等のための設備を有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出したものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・ 消火水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。 ・ 乗車定員10人以下の場合には、最大積載量の有無に係わらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
警察車	警察庁又は都道府県警察において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 犯罪捜査、交通取締等警察の職務遂行に必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。	・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・職務遂行に必要な放水装置を備えた自動車であって、放水する水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。 なお、乗車定員10人以下の場合は、放水する水等の積載量の有無にかかわらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
臓器移植用 緊急輸送車	医療機関において死体から摘出された臓器、臓器摘出のための医師又は臓器摘出に必要な器材の輸送に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 臓器の摘出に必要な器材又は摘出した臓器の収納容器を搭載する場所を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。 3 臓器の摘出に必要な器材又は摘出した臓器の収納容器を搭載する場所を有すること。 4 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・ 最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
保線作業車	線路又は軌道上の復旧作業若しくは応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 線路又は軌道上の復旧作業又は応急作業に必要な資機材を収納する棚等の設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検察庁車	検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査に使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 犯罪捜査に必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式及び着脱式のものを除く。）及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
緊急警備車	刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
防衛省車	自衛隊において使用する自動車のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用活動等のために必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 不法に開設された無線局の探査等のために必要な受信装置、アンテナ等の特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
公共応急作業車	電気事業、ガス事業、水防機関、道路管理、電気通信事業その他公益事業を行う者において、公益事業における危険の防止及び公益を確保するため、応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 電気、ガス、水防、道路管理、電気通信等の応急作業に必要な資機材を収納する設備を有すること。 ただし、道路管理者が使用する自動車であって、道路における危険を防止するために使用する自動車にあつては、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に必要な設備を備えていればよい。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
護送車	法務省、検察庁、警察庁及び都道府県警察等において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 護送任務を遂行するために必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
血液輸送車	保存血液を販売する者が、保存血液の緊急運搬に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 血液の収納容器を搭載する場所を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・ 最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
交通事故調査用緊急車	交通事故調査分析センターが、道路交通法第108条の14に定める事業遂行のための事故例調査に使用する自動車であって、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有するものをいう。	・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
給水車	国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。 2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。 3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ 物品積載設備に積載した物品（水）を当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。 ・ 飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。 ・ 当該自動車の使用者が、国、地方自治体であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第 13 条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・ 当該自動車の所有者が給水車（緊急自動車を除く。）として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に国、地方自治体が使用者であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。 2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。 3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。 4 1 の設備には、適当な室内照明灯を有すること。 5 2 の装置等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有すること。 6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。	・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条、第 8 条 ・獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 3 条 ・国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面（中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面）又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が医療防疫車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
採血車	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が、専ら献血等の採血を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する収納容器を格納する設備を有すること。 2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ、採血作業を行うに必要な空間を有していること。 3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること。 4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 - ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 - イ 乗降口から2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 - ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 - エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 - オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。	・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（平成14年法律第96号）第13条（業として行う採血の許可） ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条、第8条 ・採血用の寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定により業として行う採血の許可を得た者又は医療法の規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が採血車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
軌道兼用車	鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達 4 - 1 (3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。 2 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。 3 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。	・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条（許可）、軌道法（大正10年法律第3号）第3条（事業の特許） ・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し）の提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が軌道兼用車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。 2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等することがないような構造であること。 3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を有すること。 ただし、1の書棚が大部分を占めていることにより、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための机、椅子を設けることができない場合にあっては、この限りでない。 4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な室内照明灯を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあっては、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 物品積載設備を有していないこと。	・積載する図書は、車両重量に含むものとする。 ・3の椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・地方公共団体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が図書館車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受けられる場合には、交付申請時に当該書面の写し（地方公共団体、日本赤十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
郵便車	郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 １ 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。 ２ 車室外からのみ直接利用できる場合以外の１の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。 ３ 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に１ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から１の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る１の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が２m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 ４ 物品積載設備を有していないこと。	・郵便業務とは、郵便法（昭和22年法律第165号）等の規定による郵便物の送達、ハガキ、切手の販売等の事業をいう。 ・当該自動車の使用者が、日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・当該自動車の所有者が郵便車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時にその使用者が日本郵便株式会社であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
移動電話車	電気通信事業法に基づく電気通信事業者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあつては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。 1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつぎ業務等を行うための机、椅子、カウンター等を有すること。 2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。 3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。 4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・ 電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条第 1 項の登録を受けた者、第 16 条第 1 項の規定による届出をした者をいう。 ・ 当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 ・ 1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
路上試験車	道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項（道路における運転技能検定試験） ・ 同法第100条の2第3項（公安委員会が行う再試験） ・ 公安委員会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・ 公安委員会以外が使用者となる場合にあっては、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合も含む。）の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が路上試験車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（公安委員会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
教習車	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
霊柩車	地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するために使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1.8m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。 なお、用途区分通達4 - 1（3）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条（一般貨物自動車運送事業の許可） ・柩又は担架については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量には含めないこととし、また、積載量も付与しないこととする。 ・地方自治体が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあっては、霊柩事業を行う者である旨の書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が霊柩車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（地方自治体が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。 ・最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
広報車	国、地方自治体、公益社団法人、公益財団法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席を有する場合には、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。 3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・ 広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・ 国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・ 国、地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、公益社団法人、公益財団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が広報車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。 ・ 車体両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送中継車	放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動車は音声の中継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調整等を行うための専用の調整室を有すること。 2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。 3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるのものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有するものであること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。	・日本放送協会が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・日本放送協会以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく放送事業者等であることを証する書面（電波法（昭和25年法律第131号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。また、放送事業者以外の使用者（放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託により放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られる。）の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載した書面の提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が放送中継車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本放送協会が使用者となる場合にあつては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。 ・車体の両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消せないもので地色と同色でないこと。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
理容・美容車	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達 4 - 1（3）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 理容業務等を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。 2 1 の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。 3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。 4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・理容作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 ・美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。

3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
粉粒体運搬車	粉粒体物品を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 粉粒体物品（バラセメント、フライアッシュ、飼料、カーボンブラック等）を収納する密閉された物品積載設備を有すること。 2 1 の物品積載設備には、粉粒体物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、粉粒体物品を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、自然落下により粉粒体物品を排出する構造又は粉粒体物品を排出するための動力を外部から供給を受けて行う構造のものにあっては、この限りでない。	・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
タンク車	危険物、高圧ガス、食料品等の液状の物品（以下「液体等」という。）を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、液体等を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、液体等を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、自然落下方式により液体等を排出する構造又は液体等を排出するための動力を外部から供給を受ける構造のものにあっては、この限りでない。	・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若しくは第237条第2項第4号、5号又は6号参照 ・タンク状の物品積載設備に積載した物品を自らの燃料として使用するものその他当該自動車の運行に当たり使用するものは、タンク車として取り扱わないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
現金輸送車	現金、証券等を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 大量の現金、証券等を収納でき、かつ、客室（客室がない場合は運転者席）と隔壁により区分された施錠することができる物品積載設備を有すること。 2 防犯用の警報装置を有すること。 3 1の物品積載設備の側面又は後面には、現金、証券等を積卸するための適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。	・南京錠等の簡易な鍵等は、1の施錠することができる設備に該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
アスファルト運搬車	アスファルト溶液を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、アスファルト溶液を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、アスファルト溶液を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、自然落下方式によりアスファルト溶液を排出する構造又はアスファルト溶液を排出するための動力を外部から供給を受ける構造のものにあつては、この限りでない。	・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンクリートミキサー車	ミキシング（混練）又はアジテータ（攪拌）を必要とする積載物品をドラム内で混練又は攪拌しながら専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ミキシング又はアジテータを必要とする積載物品を収納するドラムを有すること。 2 1のドラムは、ミキシング又はアジテータができるものであり、かつ、積載物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。 3 ミキサー又はアジテータは、当該自動車が有する動力源により作動させることができるものであること。 4 ドライ方式ミキサーにあっては、ドラムに水を注入するための適当な容量を有する水タンク及び注水装置を有すること。 5 ドラム内の積載物品は、当該自動車が有する動力源により排出させることができるものであること。 6 セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするものにあっては、最大積載容積及び積載物品名を車体の後面の見やすい位置に表示すること。	・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第7号、第159条第2項第7号又は第237条第2項第7号参照 ・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は積載量として算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
冷蔵冷凍車	輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部を低温に保って専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 １ 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 ２ １の物品積載設備には、外気温に関わらず食料品等を冷蔵又は冷凍できる冷蔵冷凍装置を有すること。 ３ 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 ４ 冷蔵冷凍装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるか、又は自動車に備えた冷媒液等により作動させることができるものであること。 ５ 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。	・冷媒液等の重量は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
活魚運搬車	魚介類を生きたまま専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 魚介類が生存するに十分な海水等を貯蔵することができる物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備に酸素等を供給することができる装置を有すること。 3 物品積載設備内の海水、泡等が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 4 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有し、かつ、海水等を排出するための排出口を有すること。 5 海水等を排出するためのポンプを有する場合には、当該ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 6 密閉されていない物品積載設備にあっては、積載できる最大水位（最大積載量を算定する際の容器の上限）を示す線等を物品積載設備の側面又は後面に明確に表示してあること。	・密閉された容器の最大積載量の算定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号を準用する。 ・酸素等を供給する装置は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
保温車	輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部の温度を一定に保って専用に輸送する冷蔵冷凍車以外の自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 - 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 １の物品積載設備は、外気温に関わらず食料品等を一定の温度に保つことができる保温装置を有すること。 - 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 - 保温装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるものであること。 - 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
販売車	移動先において、商品を販売又は展示するために使用する自動車であって、次の１又は２のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 １ 商品を販売するために使用する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 商品を陳列する棚又はショーケース等販売商品を搭載する物品積載設備（以下「ショーケース等」という。）を有すること。 (2) (1)のショーケース等は、積載物品が走行中の振動等により移動することがないように、仕切り等を有すること。 (3) (1)のショーケース等は、適当な明るさの照明灯を有すること。 (4) ショーケース等には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。 (5) 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に１ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外のみから直接利用できる場合は、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（ショーケース等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 ２ 商品を展示するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 商品を展示する棚等商品を展示するための物品積載設備（以下「展示設備」という。）を有すること。 なお、自動車の車体の外表面は、この場合の展示設備には当たらないものとする。 (2) １(2)から(5)の要件を満足すること。この場合において、「ショーケース等」は「展示設備」と読み替えるものとする。	・ １(1)及び２(1)の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
散水車	散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 散水作業に用いる水を収納する密閉されたタンク状の物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、水を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、当該物品積載設備の水を走行中に散水することができるノズル等の装置を車体に有すること。 3 2の設備を作動させるための操作装置を運転者席等に有すること。	・ 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
塵芥車	塵芥を専用に運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 塵芥を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備には、収集した塵芥を積み込むための適当な大きさの投入口を有すること。 3 1の物品積載設備には、投入された塵芥を1の物品積載設備に送り込む装置等及び収納した塵芥を排出するための機構を有すること。 4 3の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・塵芥を収納する物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
糞尿車	糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 密閉されたタンク状の物品積載設備、糞尿を吸引するためのポンプを有し、吸入・排出用のホースを備えること。 ただし、自ら便器を有し、かつ、糞尿を蓄積する密閉されたタンク状の物品積載設備を有する自動車にあつては、排出用の弁及びホースを有していればよい。 2 タンク状の物品積載設備に糞尿を吸引するための構造を有するものは、吸入ホースを接続できる構造であること。 3 1の吸引ポンプ（1のただし書きの自動車を除く。）を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・ 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ボートトレーラ	モーターボート等を専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 モーターボート等の積載物品の外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、モーターボート等を確実に固定することができる金具等を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
オートバイ トレーラ	オートバイを専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 オートバイの外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、オートバイを確実に固定することができる金具等を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
スノーモービルトレーラ	スノーモービルを専用に輸送することを目的としたトレーラであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 スノーモービルの外形に応じた物品積載設備を有すること。 2 物品積載設備には、スノーモービルを確実に固定することができる金具等を有すること。	

3 - 2 用途区分通達 4 - 1 - 3 (2) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
患者輸送車	医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、患者等 1 人につき介護人 1 人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1 の設備の近くに設けられていること。 また、用途区分通達 4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること。 2 寝台又は担架の就寝部の上面は連続した平面であり、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。 3 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと。 4 寝台又は担架の就寝部の寸法は、患者等 1 人につき長さ 1.8m 以上、幅 0.5m 以上であり、かつ、就寝部の上方は、寝台又は担架を固定した状態において、当該寝台又は担架の上面から 0.5m 以上の空間を有すること。 5 寝台又は担架に患者等を載せた状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を当該自動車の右側面以外の面に 1 ヶ所以上設けられていること。 6 物品積載設備を有していないこと。	・患者等の輸送の用に供する寝台又は担架等は、乗車定員を算定するものとする。 ・折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた担架の固定装置は、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備に含まないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
車いす移動車	車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、車いすの利用者１人につき介護人１人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、車いすの近くに設けられていること。 また、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 - 車室には、車いすを確実に車体に固定することができる装置を有すること。 - 車いす利用者が容易に乗降できるスロープ又はリフトゲート等の装置を有すること。 - 車いすを固定する場所は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるよう、必要な空間を有すること。 - 車いすに車いす利用者が着座した状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を１ヶ所以上設けられていること。 ４の乗降口から１の車いす固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること。 - 車いす利用者の安全を確保するため、車いす利用者が装着することができる座席ベルト等の安全装備を有すること。 - 物品積載設備を有していないこと。	・車いすの利用者は乗車定員として算定するものとする。 ・折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた車いす固定装置は、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備に含まないものとする。

3 - 3 用途区分通達 4 - 1 - 3 (3) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
消毒車	消毒剤等の薬剤を散布等するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 消毒剤等を収納する容器及び消毒剤等を散布等するためのポンプ、噴射ノズル等の設備を有すること。 2 ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 3 消毒剤等を散布等するための装置は、ノズル部の伸縮及びバルブの開閉等が行える構造であること。	・消毒剤等の薬剤は積載量として算定するものとする。 ・1の噴射ノズル等の設備は車両重量に含めるものとする。 ・家庭用薬剤散布器、携帯用薬剤散布器、及びこれらに類似するものは、1の設備には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
寝具乾燥車	寝具、衣料、カーテン等（以下「寝具等」という。）の乾燥作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 寝具等を乾燥させるための室（以下「乾燥室」という。）を有し、かつ、乾燥室内には、寝具等を掛ける等のための棚等を有すること。 2 乾燥室は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 3 乾燥室は、寝具等を出し入れするための適当な大きさの扉を有すること。 4 電熱器等で発生させた温風を、乾燥室に送風することができる構造であること。 5 電熱器等の乾燥装置及びこれを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより電熱器等の乾燥装置を作動させるものにあつては、動力の受給装置及び操作装置を有するものであること。	・家庭用の寝具乾燥機、暖房用電熱器、セラミックヒータ、エアコンディショナ、ヘアドライヤ若しくは当該自動車に備えられた乗員用のエアコン、ヒータ等の冷暖房装置等その他これらに類するものは、この場合の電熱器等には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
入浴車	入浴介護等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 入浴介護を行うための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 成人が入浴できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 なお、浴槽は着脱式であってもよい。 (2) 浴槽を満たすための十分な容量を有する水タンク等を有するか、又は最寄りの水道栓から水を取り入れて温水器等に給水することができる構造であり、かつ、温水器からの温水を浴槽に導くことができる構造を有すること。 2 遺体を湯灌するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 成人の遺体を湯灌できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 なお、浴槽は着脱式であってもよい。 (2) 浴槽を満たすための十分な容量を有する水タンク等を有するか、又は最寄りの水道栓から水を取り入れて温水器等に給水することができる構造であり、かつ、温水器からの温水を浴槽に導くことができる構造を有すること。 (3) 使用済みの排水を回収し、収納することができるタンクを有すること。	・水タンク等の浴用水は、車両重量に含め、積載量を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ボイラー車	蒸気を発生させ、この蒸気を他の設備機器等の動力として供給するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ボイラー装置、ボイラー用水タンク、ボイラー用燃料タンク及び蒸気を供給するための装置を有しており、かつ、これらの装置と客室（客室がない場合は、運転者席）は隔壁で区分されていること。 2 ボイラー装置には、圧力に応じて作動する安全弁を有すること。 3 ボイラー装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・ボイラー用の水、燃料等は、積載量を算定するものとする。 ・発生させた蒸気を自らの走行又は当該自動車に搭載した設備機器等に供給して消費するのは、ボイラー車として扱わないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。 3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあっては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた1人分の乗車設備を含めることができる。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
穴掘建柱車	地面の掘削又は建柱を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 掘削又は建柱作業を行うためのドリル装置、ハンマー装置、建柱装置又は掘削装置を有すること。 2 1の作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 1の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ウインチ車	ロープ又はワイヤー等を用いて重量物を引き上げる作業又は電力ケーブルの引き入れ・撤去作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ロープ又はワイヤー等を巻き取り若しくは巻き戻し又は電力ケーブルの引き入れ・撤去作業を行うことができるウインチ装置を有すること。 ただし、車両の前部又は車両の後部若しくは荷役用に荷台等に備えたウインチ（これに類するウインチを含む。）は、この場合のウインチ装置には該当しないものとする。 2 巻き取り等の作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 ウインチを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
クレーン車	建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 資材等を吊り上げ、吊り下げ、水平移動等を行うクレーン装置を車台に有すること。 ただし、物品積載設備を有する自動車であって、当該物品積載設備に積載する物品を積み卸しするものは、この場合のクレーン装置には該当しないものとする。 2 クレーン作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 クレーンを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
くい打車	地面にくいの打ち込み作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 くいの打ち込み作業を行うためのハンマー装置等を車台に有すること。 2 くいの打ち込み作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 くいの打ち込み作業を行うための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンクリート作業車	生コンクリートの圧送、打設等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 コンクリートミキサー車等から生コンクリートの供給を受けるための設備を有すること。 2 生コンクリートの圧送を行うために必要なポンプ、ガイドブームを組み合わせた圧送ホース等の設備を有すること。 3 生コンクリートの圧送作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 4 生コンクリートの圧送を行うために必要な設備を動作させるための動力源及び操作装置を有すること。	・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は、積載量として算定するものとする。 ・油圧シリンダ、油圧シリンダの作動油を冷却するための水を収容する水タンクの水及び2の圧送ホース等は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンベア車	梱包品等を移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 梱包品等を搭載し、移動させることができるベルトコンベアを有すること。 2 ベルトコンベアを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
道路作業車	道路の維持、修繕等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、2の自動車については、用途区分通達4 - 1(3) 及び の規定は適用しないものとし、かつ、同通達4 - 1 - 3 及び を満足しているものとみなす。 1 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標識を設置するための自動車にあつては、次の各号に掲げる設備のいずれかを有すること。 (1) 道路線引又は塗料熔解のための装置 (2) 道路舗装のための装置 (3) 道路の除雪のための装置 (4) 道路情報又は道路規制標識のための装置 (5) 道路に薬剤を散布するための装置 (6) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物を清掃するための装置 (7) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物の維持若しくは修繕等のための装置 2 道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するために使用する自動車にあつては、次に掲げる要件を満足すること。 (1) 当該道路の管理者の申請に基づき公安委員会が指定したものであること。 (2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の2に規定する車体の塗色であること。 (3) 保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有すること。	・保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有する自動車にあつては、道路交通法施行令第14条の2に基づき、当該自動車の使用者が公安委員会に届出されたもの又は指定を受けたものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
梯子車	梯子を用いて高所等へ物品等を搬入する作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 梯子を有し、その梯子を伸縮及び角度調整することができる機構を有すること。 2 梯子による作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ポンプ車	液体を吸い込み、吐出する作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ポンプ装置を有し、これに接続している配管、ホース等の設備を有すること。 2 ポンプ装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・当該ポンプによる作業を、当該自動車が自ら使用、消費するもの、家庭用ポンプ、携帯用ポンプ、及びこれらに類するものは、この場合のポンプ装置には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンプレッサー車	気体を圧縮させ、この圧縮気体を他の設備機器等の動力として供給するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 気体を圧縮するためのコンプレッサー装置を有していること。 2 圧縮した気体を蓄圧するタンクを有していること。 3 コンプレッサー装置から蓄圧タンクまで及び蓄圧タンクから圧縮した気体を外部に取り出すためのパイプ等を有していること。 4 コンプレッサー装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・圧縮した気体を、当該自動車が自ら使用、又は自ら有する設備機器若しくは当該自動車に搭載した設備機器等に供給して消費するもの、家庭用コンプレッサー、携帯用コンプレッサー及びこれらに類するものは、この場合のコンプレッサー装置には該当しないものとする。 ・内圧容器及びその附属装置については、保安基準第48条に適合していることが必要である。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
農業作業車	農地、牧場等において、種子、堆肥等の散布、草刈等の作業を行うために使用する自動車であって、次の１から３に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。 １ 種子等を散布するための自動車 (1) 種子等を収納する容器を有し、かつ、種子等を散布するためのノズル等散布作業に必要な設備を有すること。 (2) (1) の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ２ 堆肥を散布するための自動車 (1) 堆肥を収納する荷台を有し、かつ、この堆肥を散布する装置まで導く装置及び堆肥を散布する装置を有すること。 (2) (1)の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ３ 草刈作業を行うための自動車 (1) 草刈に必要な刈り込み部及び刈り込み部をブームを介して伸縮及び旋回等させることができる設備を有すること。 (2) (1)の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・種子等を収納する容器又は堆肥を収納する荷台等は積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
クレーン用 台車	建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等の作業を行うためのクレーン本体を装備するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。 1 車台は、クレーン本体を装備するための旋回支持体を有したものであり、旋回支持体上の旋回台及びクレーン本体はすべて除かれていること。 ただし、旋回台（クレーンブームを除く。）と旋回支持体が一体となっている構造のものにあつては、この限りではない。 2 クレーン本体等を全装備した場合の車両総重量等が「特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け、建設省道交発第99号，道企発第57号）」に規定する通行条件の区分のうちのD条件に対応する許可基準を超えるもの（即ち、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可を取ることができないもの。）であること。 3 物品積載設備を有していないこと。	・最大積載量は算定しないものとする。 ・クレーン本体等を全装備した場合とは、旋回台、クレーンブーム、アウトリガー等クレーン作業に必要な装置を全て備えた状態をいう。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
空港作業車	空港内において、航空機をけん引する等空港内の各種作業を行うために専ら使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 航空機をけん引するための自動車 航空機をけん引するための専用のけん引装置を有すること。 2 航空機に荷物の積み卸しをするための自動車 荷物の積み卸しを容易に行うことができる昇降装置、コンベア等の設備及びこれらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 3 航空機への乗降を容易にするための自動車 乗降者の乗降を容易に行うことができる階段等の設備を有すること。 4 航空機のエンジンを始動させるための自動車 航空機のエンジンを始動させるための動力源、動力源からの動力を供給する装置又は操作装置等の設備を有すること。 5 滑走路等の除雪作業・清掃作業を行うための自動車 除雪作業に必要なブラシ、ブロワ、ノズル等を有し、かつ、これらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 6 航空機に航空燃料を給油するための自動車 (1) 航空燃料を収容するタンク又は中継するための装置を有し、かつ、航空機に航空燃料を給油するためのポンプ、これに付帯するホース等を有すること。 (2) ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、航空機への燃料供給のための動力を外部から供給を受ける構造のものにあっては、この限りでない。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
構内作業車	卸売市場、工場、倉庫等の構内において、構内における貨物運搬用トレーラをけん引するために使用する乗車定員 1 人の自動車であって、構内専用の貨物運搬用トレーラをけん引するための連結装置等を有し、物品積載設備を有していないものをいう。	・最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
工作車	電気、ガス、水道、電気通信等の事業の遂行のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 電気、ガス、水道、電気通信等の設備工事作業に必要な作業台等の設備を有すること。 2 作業台等は屋内に設けられており、資材を加工等するための万力、その他の加工等を行うための設備を有していること。 3 1及び2の設備は、作業する者が屋内において使用することができるものであって、その設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有し、かつ、当該床面の上方に1,600mm（2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。	・工作等の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
工業作業車	工業製品の粉碎、鉋物の選別等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。 1 粉碎作業を行う自動車 (1) 工業製品の粉碎作業を行うに必要なプレス等の機械設備を有すること。 (2) (1)の機械設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 (3) 物品積載設備を有していないこと。 2 鉋物の選別等の作業を行う自動車 (1) 鉋物の選別等の作業に必要な機械設備を有すること。 (2) (1)の機械設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 (3) 物品積載設備を有していないこと。	・工業製品の粉碎、鉋物の選別の作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・家庭用空き缶プレス器及びこれらに類するものは、1(1)及び2(1)の機械設備には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
レッカー車	交通事故、車両故障等で運行することができない自動車又は違法駐車の上で自動車の車輪を吊り上げて移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達 4 - 1 (3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 自動車の車輪を吊り上げるための装置及び吊り上げた車輪をその状態に保持して固定し、移動させることができる設備を有すること。 2 物品積載設備を有していないこと。	・レッカー作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
写真撮影車	写真撮影等を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。 1 写真撮影を行うための独立した場所（以下「写真撮影室」という。）を屋内に有すること。 2 写真撮影室は、有効高さ1,600mm以上であること。 3 写真撮影室には、写真撮影等のための専用の照明装置、撮影用カメラ等を有すること。 4 写真撮影室には、写真撮影用の資機材、フィルム等を収納する棚等を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（写真撮影用の設備等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合には、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 物品積載設備を有していないこと。	- 写真撮影等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 1の写真撮影室に設けられている座席は、乗車定員を算定しないものとする。 - 室内灯等の車室内全体を照明する灯火は、3の照明装置には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
事務室車	移動先において、事務室又は教室として使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 事務を行うための机又は教室として使用するための机及びその机を利用するための椅子を屋内に有すること。 2 事務を行うための机は、1人当たり500mm×800mm以上の寸法を有すること。また、事務を行うための椅子又は教室として使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 3 事務室又は教室として使用する場所は、屋内の有効高さ1,600mm（5イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上であること。 4 事務室又は教室として使用する場所には、適当な照明装置を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 - ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 - イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（事務用の椅子又は教室用の椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 - ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 - エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 - オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられた浴室設備及びトイレ設備、及び手洗い設備並びに給湯設備の占める面積は、「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。 7 物品積載設備を有していないこと。	・事務を行うための椅子及び教室として使用するための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。 ・事務等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
加工車	食料品の原料や素材の加工作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 加工作業に必要な加工台、流し台、加工するための用具を収納する棚等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 加工作業を行う場所には、照明及び換気装置を有すること。 3 火気等熱量を発生する場所の付近は、発生した熱量により火災を生じない等十分な耐熱性・耐火性を有し、その付近に換気装置を備え必要な換気が行えること。 4 1 の設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5 m²以上の加工作業用の床面積を有し、かつ、当該床面から上方1,600mm (1 の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が 2 m 未満である場合は、1,200mm) 以上が確保されていること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・食料品の原料や素材の加工作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品の原料や素材等を積載するための最大積載量 500kg 以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・加工作業に使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
食堂車	料理をし、かつ、これを利用者に提供するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 - 調理に必要な加工台、流し台、調理するための設備機材等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 - 調理用の水を貯蔵することができる容器及び排水された水を収納することができる容器を有すること。 - 調理作業及び食事をする場所は、照明及び換気装置を有すること。 - 火気等熱量を発生する場所の付近は、発生した熱量により火災を生じない等十分な耐熱性・耐火性を有し、その付近に換気装置を備え必要な換気が行えること。 1 の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の調理作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm以上が確保されていること。 - 屋内には、食事をする者のためのテーブル、椅子を有すること。 - 食事をする者の出入りのため、次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 - ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 - イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（食事をする者のためのテーブル、椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 - ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 - エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 - オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 - 物品積載設備を有していないこと。	- 調理作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 - 調理の作業で使用する椅子及び食事をする者のための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
清掃車	下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車 (1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。 (2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。 (3) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 2 1以外の清掃作業用の自動車 (1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。 (2) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・ 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。 ・ 油圧シリンダ等の作動油、冷却水等は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電気作業車	電気溶接作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 電気溶接機、溶接作業台を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 電気溶接作業を行う場所は、換気設備を有すること。 3 1の電気溶接機を作動させるための発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 4 1及び3の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 5 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 電気溶接作業に必要な溶接棒及び工具を収納できる棚等を有すること。 7 1の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の電気溶接作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm（当該作業場所及び1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 8 物品積載設備を有していないこと。	・電気溶接作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・溶接の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電源車	電気設備へ電力を供給又は中継するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）、電力の変圧、又は電力配電の設備を有すること。 2 発電した電力を供給するための配線、供給を受けた電力を変圧して供給するための配線、又は供給を受けた電力を複数箇所に配電して供給するための配線等の設備を有すること。 3 1 及び 2 の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 4 1 及び 2 の設備は、発電機の発電能力又は供給される電力に対応したものであり、これらは少なくとも 5 kW 以上の発電、変圧、配電等の能力を有すること。 5 1 の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 物品積載設備を有していないこと。	・電気設備へ電力を供給する作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量 500kg 以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
照明車	照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 車室外に、照明作業を行うための複数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。 この場合において、投光器は1灯につき消費電力が200W以上の能力又は1基につき全光束（定格値）が3,330lm以上の能力を有していればよい。 2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。 3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。 4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。	・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテリーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。 ・投光器の全光束（定格値）については、当該投光器の仕様が記載された書面、カタログ又は試験データ等により確認を行うものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
架線修理車	送・配電線や電話線等の工事を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 架線の工事において電線等の敷設又は撤去等を行うため、電線等を巻いたドラムを設置する装置を有すること。 2 ドラムにより、電線等を巻き取り又は送り出したりすることができる機構を有すること。 3 2の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 電線等を張る作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、電線等の巻き取り方向が当該自動車の前後方向のみの場合にあつては、この限りでない。	・ 1の装置は、積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
高所作業車	送・配電線、電話線等の高所又は橋梁等の下方に設置された施設等の補修工事等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 作業員等が乗る作業床及び当該作業床を上昇・下降させるための機構を有すること。 ただし、作業員等が乗る作業床の代わりに遠隔操作の作業装置を有する場合は、「作業床」は「作業装置」に読み替えるものとする。（以下本車体の形状において同じ。） 2 作業員等が乗る部位は、十分な強度を有しており、かつ、作業員等がつかまる握り棒等の安全対策が施されていること。 3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 高所作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、作業床が上昇及び降下のみする構造である場合にあっては、この限りでない。	

3 - 4 用途区分通達 4 - 1 - 3 (4) の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
キャンピング車	車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。 (1) 就寝設備の数 乗車定員の3分の1以上（端数は切り上げることとし、乗車定員3人以下の自動車にあっては2人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を2人以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。 (2) 大人用就寝設備の構造及び寸法 ア 就寝部位の上面は水平かつ平らである等、大人が十分に就寝できる構造であること。 イ 就寝部位は1人につき長さ1.8m以上、かつ、幅0.5m以上の連続した平面を有すること。 ウ 1人当たりの就寝部位毎に、就寝部位の上面から上方に0.5m以上の空間を有すること。ただし、就寝部位の一方の短辺から就寝部位の長手方向に0.9mまでの範囲にあっては、0.3m以上の空間があればよい。 (3) 子供用就寝設備の構造及び寸法 (2)の要件は、子供用就寝設備について準用する。この場合において、(2)イ中「1.8m」とあるのは「1.5m」と、「0.5m」とあるのは「0.4m」と、(2)ウ中「0.5m」とあるのは「0.4m」と、「0.9m」とあるのは「0.8m」と読み替えるものとする。 (4) 就寝設備と座席の兼用 就寝設備は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 ただし、就寝設備及び乗車装置の座席が次の各号のすべての要件を満足する場合は、就寝設備と乗車装置の座席を兼用とすることができる。 ア 乗車装置の座席の座面及び背あて部が就寝設備になることを前提に製作されたものであること。 イ 乗車装置の座席の座面及び背あて部を就寝設備として使用する状態にした場合に、就寝設備の上面全体が連続した平面を作るものであること。 (5) 格納式、折りたたみ式及び脱着式の就寝設備は、これを展開又は拡張した状態で(2)又は(3)の要件を満足すること。 2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。 (1) 水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア 10リットル以上の水を貯蔵できるタンク及び洗面台等（水を溜めることができる設備をいう。以下同じ。）を有し、タンクから洗面台等に水を供給できる構造機能を有していること。	・乗用自動車用又は貨物自動車用に製作された標準座席は、1(4)アに該当しない例とする。 ・つなぎ目に穴・すき間があいているものは、1(4)イに該当しないものとする。 ・脱着式の設備は、車両重量に含めるものとする。 ・2(1)ウ及び2(2)キにおいて、「上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有することとなる場合を含むものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
	イ 10リットル以上の排水を貯蔵できるタンクを有していること。 ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 (2) 炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア 調理台等調理に使用する場所は0.3m以上×0.2m以上の平面を有すること。 イ コンロ等により炊事を行うことができること。 ウ 火気等熱量を発生する場所の付近は、発生した熱量により火災を生じない等十分な耐熱性・耐火性を有し、その付近の窓又は換気扇等により必要な換気が行えること。 エ コンロ等に燃料を供給するためのLPガス容器等の常設の燃料タンクを備えるものにあつては、燃料タンクの設置場所は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分確保されていること。 オ エの燃料タンクは、衝突等により衝撃を受けた場合に、損傷を受けるおそれの少ない場所に取り付けられていること。 カ コンロ等に燃料を供給するための燃料配管は振動等により損傷を生じないように確実に取り付けられ、損傷を受けるおそれのある部分は適当なおおいで保護されていること。 キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 (3) 水道設備及び炊事設備の設置方法 水道設備のうちの水タンク、炊事設備のうちの常設の燃料タンクその他これらの設備に付帯する配線・配管については、床下等に配置しても差し支えない。また、水道設備のうちの水タンク及び炊事設備の設置場所が他の部位と明確に区別ができる等専用の設置場所を有する場合には、取り外すことができる構造のものでもよい。 3 水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面積は、0.5㎡以上あること。 4 「特種な設備の占有する面積」について、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられた浴室設備及びトイレ設備の占める面積は、	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
	「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。 (2) 車室内が明らかに二層構造（注）である自動車（キャンプ時において屋根部を拡張させることにより車室内が二層構造となる自動車を含む。）の上層部分に就寝設備を有する場合には、用途区分通達４－１－３の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設備の占める面積を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の占める面積を加えることができるものとする。 (3) １(4)ただし書きの規定により、就寝設備と乗車装置の座席を兼用とする場合には、当該就寝設備のうちの乗車装置の座席と兼用される部分の２分の１は、「特種な設備の占有する面積」とみなすことができる。 (4) １(5)に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備であって、当該設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積と乗車装置の座席の基準面への投影面積が重複する場合、その重複する面積の２分の１は、「特種な設備の占有する面積」とみなすことができる。 ５ 構造要件に規定されない任意の設備（乗車設備以外の座席（道路運送車両の保安基準の適用を受けない座席をいう。）及びテーブルに限る。）は、その他の面積とし、その基準面への投影面積と１(5)に規定する格納式及び折りたたみ式の就寝設備を展開又は拡張した部分の基準面への投影面積が重複する場合にあっては、用途区分通達４－１－３の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該就寝設備の重複する部分を加える場合に限り、「特種な設備の占有する面積」に当該就寝設備の重複する部分の２分の１を加えることができるものとする。 ６ 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないように所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。 ７ 物品積載設備を有していないこと。 （注）二層構造 ここでいう二層構造とは、上層部の最下部と上層部の投影面である床面との間のすべての位置において、1,200mm以上の有効高さがあり、かつ、上層部の上面と屋根の内側との間のすべての位置において1,200mm以上（上層部の上面が就寝設備である場合には500mm以上（就寝設備の一方の短辺から就寝設備の長手方向に0.9mまでの範囲にあっては、0.3m以上））である構造のものをいう。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送宣伝車	放送宣伝活動をする自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 音声により放送宣伝を行う自動車 音声により放送宣伝を行う自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 音声により放送宣伝を行うための設備（以下「放送設備」という。）を有しており、これらのうち、音声・音量等調整装置、マイクロホンは車室内において操作し、使用することができるものであること。 (2) 車室内には、放送設備を用いて車外に放送する者の用に供する乗車設備の座席を有しており、かつ、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。この場合において、当該座席は、1人分の乗車設備に限り、特種な目的に使用するための床面積と見なすことができる。 (3) 車体の外側には、放送設備のうち少なくとも前後方向を指向した拡声器を有すること。 (4) 次の 又は に掲げるいずれかの設備を有すること。 演説等のためのステージ 演説等のためのステージは、次の要件を満足していること。 ア ステージは、車体に設けられたものであること。 イ ステージを利用する者の安全対策として、これらの者の転落防止等のための手すりを有し、床面は連続した平面であって、滑り止めを施したものであり、かつ、ステージの床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有すること。 ウ 乗車設備からステージに安全に至ることができる通路を有すること。 エ ステージが屋根部に設けられている場合にあっては、ステージに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。 放送宣伝活動に必要な資材、機材等を収納する専用の置場 放送宣伝活動に伴い使用するビラ、チラシ、パンフレット、ノボリ、横断幕等の資材、機材等を収納するための専用の置場は次の要件を満足していること。 ア 車室内に設けられていること。 イ 車室内の他の設備と隔壁、仕切り棒等により明確に区分されたものであること。 (5) 物品積載設備を有していないこと。 (6) 屋根部にステージを有する場合の「特種な設備の占有する面積」の取扱い 屋根部にステージを有する場合には、用途区分通達4-1-3の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備の床面積並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該ステージの占める面積を加える場合に関し、 「特種な設備の占有する面積」に当該ステージの占める面積を加えることができる。	・ボンネット内、フエンドの内側、自動車の下面、屋内・車室内・客室内等にある拡声器は、1(3)に適合していないものとする。 ・1(4)の設備は、積載量を算定しないものとする。 ・ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体、物品積載設備であった部位及びこれらに類する部位は、1(4)「演説等のためのステージ」に該当しないものとする。 ・物品積載設備であった部位の、いわゆる「あおり」は、1(4)イの「手すり」に該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
	2 映像により放送宣伝を行う自動車 映像により放送宣伝を行う自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 次のア又はイのいずれかの場所に、映像により放送宣伝を行うための設備（以下「映像設備」という。）のうちの映像表示部を有すること。 ア 車室外であって、運転者席より後方であり、かつ、車体の外表面以外の場所。 なお、物品積載設備であった床面に映像表示部を設けた場合における当該映像表示部は、この場合の車体の外表面とはみなさないものとする。以下(イ)において同じ。 イ 車室内であって、運転者席より後方であり、かつ、当該自動車の側面又は後方の隔壁を開放することができる構造で、開放した場合に当該映像表示部全体が外から容易に見える場所。 (2) 映像表示部は、一つの映像表示部につき連続した 2 m² 以上の表示面積を有すること。 (3) (1)の映像表示部は、走行中に表示しない構造であること。 (4) 車室内等に、映像を再生する装置、調整する装置等の設備を有すること。 ただし、外部から電波等の供給を受けて映像表示部に映像を表示するものにあつては、その電波を受信し、調整等する装置を有すること。 (5) 映像装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。ただし、外部から動力の供給を受けることにより映像装置を作動させるものにあつては、動力受給装置を有すること。 (6) 物品積載設備を有していないこと。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
キャンピングトレーラ	キャンピングをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンピング時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 車室内に居住することができるものであり、次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を有すること。 (1) 就寝設備の数 1人分以上の大人用就寝設備を有すること。 (2) 就寝設備の構造及び寸法 大人用就寝設備については、キャンピング車の構造要件1(2)を準用する。 子供用就寝設備の構造及び寸法については、キャンピング車の構造要件1(3)を準用する。 2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。 水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件2(1)、(2)、(3)を準用する。	・キャンピングトレーラに備える座席は、乗車定員を算定しないものとする。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日 国自技第 248 号）

本改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日以降に実施する新規検査、予備検査及び構造等変更検査において適用することとし、改正前に警察車となっている車両の構造要件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 10 日 国自整第 245 号）

- 1 本改正規定は、平成 25 年 12 月 16 日から適用する。
- 2 改正前に防衛省車となっている車両の構造要件は、なお従前の例によるものとし、改正後に実施する新規検査、予備検査及び構造等変更検査においては、改正後の防衛省車の構造要件を適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日 国自整第 410 号）

- 1 本改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前に清掃車、照明車となっている車両の構造要件は、従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 24 日 国自整第 303 号）

- 1 本改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前に加工車、食堂車として登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあつては、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることができることとする。

附 則（平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号）

- 1 本改正規定は、公布の日から適用する。